

令和3年度第3回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和4年2月16日(水) 午前10時00分～午前11時20分

2 場所 名古屋市公館1階 レセプションホール

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 20名

出席委員数 17名

出席者氏名

(会長)

森 川 高 行

(委員)

伊 藤 亘 小 野 全 子

小 松 理佐子 田 中 淳 子

田 中 豊 田 宮 正 道

中 村 英 樹 服 部 敦

森 徹

中 村 満 金 庭 宜 雄

西 川 ひさし 赤 松 てつじ

鈴 木 孝 之 田 口 一 登

可 児 賢 司 (代理 熊 澤 秀 泰)

(事務局幹事)

藤 條 聡 高 木 宏 明

横 地 玉 和 渡 辺 伸 二

木 下 隆 文 小 幡 俊 一

清 水 敏 治 柴 山 忠 行

藤 井 由 佳 松 本 直 樹

藤 原 正 行 藤 本 知 行

(書記)

倉 知 正 行

4 傍聴者の人数 10名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第9号議案	名古屋都市計画都市再生特別地区の変更について(付議)	[公開]
第10号議案	名古屋都市計画道路の変更について(付議)	[公開]
第11号議案	名古屋都市計画下水道の変更について(付議)	[公開]
第12号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について(付議) (大喜新町地区)	[公開]

6 議事の概要

午前 10 時 00 分開始

幹 事 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年度第 3 回名古屋市都市計画審議会を開催いたします。

私は、名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、住宅都市局都市計画部都市計画課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、会場の皆様をお願いでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いいたします。また、換気のため、適宜、扉の開閉などを行いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、委員の皆様におかれましては、お手元のタブレットに不具合が生じた場合はお近くの職員にお声掛けいただきますようお願いいたします。

続きまして、臨時委員のご紹介です。本日は、愛知県警察本部交通部長の可児賢司委員の代理として、交通規制課長の熊澤秀泰様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

次に事務局を代表して、住宅都市局長よりご挨拶申し上げます。

幹 事 おはようございます。住宅都市局長の藤條でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

皆様ご存知の通り、新型コロナウイルスについては、緊急事態宣言こそ出ていないものの、オミクロン株による感染拡大が続いております。まちづくり部局であります住宅都市局といたしましては、アフターコロナ、with コロナも見据えまして、昨年度、公開空地にベンチ・植栽など、こういった環境整備を行う場合に助成する制度を新たに創設するなど、活用促進に努めて参りました。また久屋大通の再生や、都心部都市機能誘導制度など公共空間や既存ストックの低層部を中心に、にぎわいを面的・連続的に創出するようなウォークアブルな施策を推進してきたところでございます。今後はこうした取り組みをさらに推進していくため、既存ストックを生かしました沿道界隈の活性化の取り組みを、新たな施策として展開して参りたいと考えております。具体的には、ウォークアブルで魅力的な沿道界隈を目指す区域において、有効利用しきれていない既存建物群の低層部のリノベーションの支援や、にぎわいの場としての使い方に主眼を置いた公開空地等の制度基準の見直し、また、マネジメントに対する人材や団体等の支援に取り組むなど、エリア全体の価値向上の面的な波及を図って参りたいと考えております。

都市間競争が激化するとともに、少子高齢化の進行や、生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下が懸念される中、交流人口の拡大は非常に重要でありまして、都市の魅力の向上につながるまちづくりに引き続き取り組んで参りたいと考えておりますので、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

さて本日ご審議いただく案件は、「錦三丁目 25 番地区について」はじめ 3 つの案件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

幹 事 続きまして、会議の公開について確認いたします。本日の会議は、内容に非公

(都 市 計 画) 開情報を含んでおりませんので、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づきまして、公開とさせていただきます。

それでは、名古屋市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

議 長 はい。それでは議長を務めさせていただきます。

本日は頭撮りまたは写真撮影の希望があると聞いておりますけれどもこれを認めることとしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

よろしいですか。はい。それでは撮影を認めることといたします。

議 長 それでは議事に入ります前に本日の定足数について、書記に報告を求めます。

書 記 はい、定足数についてご報告申し上げます。

本日の定数は、臨時委員を含めまして、20 名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は 17 名で、半数以上となっております。したがって本審議会は定足数を満たしております。以上、ご報告申し上げます。

議 長 はい。お聞きいただきましたとおり、本日の会議は成立しております。

次に本日の議事録署名者を定めたいと思います。議事録署名者は毎回委員名簿の順番で、学識経験者と市議員の方々から 1 名ずつお願いしております。そこで学識経験者の方につきましては、小松委員に、市議員の方につきましては西川委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい。それでは議事に入ります。本日は、「(1)都市計画案件」として、第 9 号議案から第 12 号議案の 4 議案を予定しております。これらの議事の進め方ですが、事前に事務局から提案があると聞いておりますので、説明を受けたいと思います。

幹 事 はい。本日の議事進行について、ご提案させていただきます。右上に「案件概要 (都 市 計 画)」と記載のある資料をご覧ください。

本日、審議をお願いいたします都市計画案件は、

- 1 錦三丁目 25 番地区について
- 2 当知ポンプ場について
- 3 大喜新町地区について

以上 3 件でございます。このうち案件 1 につきましては、第 9 号議案及び第 10 号議案が関連しておりますので併せて説明し、一括でご審議、ご議決をお願いしたいと存じます。一方、案件 2 及び 3 につきましては個別の議案でございますので、それぞれ案件ごとに説明をし、議案ごとにご審議、ご議決をお願いしたいと存じます。以上、本日の議事進行についてご提案させていただきました。

議 長 はい。ただいまの事務局からの提案につきまして円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますが、委員の皆様ご異議はございますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい。ありがとうございます。それでは事務局の提案に従いまして議事を進めます。

幹事 (都市計画) はい。それでは案件1「錦三丁目25番地区について」ご説明をいたします。
本件に関連する議案は、第9号議案「名古屋都市計画都市再生特別地区の変更(錦三丁目25番地区)」及び第10号議案「名古屋都市計画道路の変更(8・6・12号広小路線地下道1号線)」でございます。

本件の議案資料は、都市再生特別地区に関するものとして、資料番号9-1の計画書、9-2の総括図、9-3の計画図でございます。また、名古屋都市計画道路に関するものとして、資料番号10-1の計画書、10-2の総括図、10-3の計画図(平面図)、10-4の計画図(立体的な範囲図)です。ご確認ください。また、案件1の説明資料と、「都市計画提案に対する評価及びその理由を記載した書面」をご用意いたしました。ご確認ください。

それでは、説明資料とスライドにてご説明をいたします。失礼ながら着席をさせていただきます。

説明資料の1-1ページをご覧ください。本件は、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る建築物の建築を誘導するため、容積率などの制限を緩和するよう都市再生特別地区を定め、あわせて地上地下の回遊性向上を図る地下街接統通路を整備するため、都市計画道路の変更を行うものでございます。

令和3年9月21日の三菱地所株式会社を始めとする5社からの都市再生特別措置法に基づく都市計画提案に対し、関係法令、本市のまちづくりの方針への適合、周辺環境への影響などから総合的に判断した結果、都市計画変更をする必要があると認められると判断したものでございます。

スライドをご覧ください。こちらは、地区周辺の航空写真でございます。当地区は、広小路通と天津通が交差する栄交差点の北東角に位置しております。四方を広幅員の幹線道路や久屋大通公園といった豊かな公共空間に囲まれ、地下鉄の栄駅に近接した立地となっております。

スライドには当地区の地上部と地下部の現在の写真をお示ししております。

続きまして、当地区の事業経緯についてでございます。当地区は、栄地区の中心に位置する立地を生かし、栄広場として市民に開放されてきた市有地と、長らく低層利用が続いてきた民有地を一体的に活用し、魅力ある機能導入や周辺公共空間との一体性に配慮した求心性・シンボル性のある開発を実施するため、本市が市有地の売却を前提として開発事業者を公募し、事業者を決定した後、事業者より都市再生事業の内容が具体化され、今回の都市計画提案に至ったものでございます。

それでは、都市再生事業の内容についてご説明いたします。スライドでは、説明資料1-2ページの都市再生事業の概要をお示ししております。計画建物の敷地面積、建築面積、建蔽率、延べ面積、容積率はご覧の規模となっております。用途としては、事務所、ホテル、シアターなどが予定されており、高さは約213m、

階数は地上 41 階、地下 4 階の計画となっております。

都市再生の貢献内容といたしましては、「ラグジュアリーホテル、イノベーション施設、MICE 施設等の整備による都市機能の誘導」、「緑化及び地域冷暖房の整備などによる環境への配慮」、「退避施設の整備や雨水流出抑制などによる防災性の向上」、「地下接続通路や屋上広場、低層部商業といった回遊性やにぎわいの創出」に寄与するものなどが計画されております。

次に説明資料の 1-3 ページの外観イメージパースをお示ししております。シンボリックなデザインなどにより、周辺建築物や公共空間とともに、栄のランドマークとして新たな都市景観を形成いたします。また、低層部の大屋根を広小路通及び久屋大通沿いの建物の軒レベルに合わせることで、周辺のまちなみと調和する計画としております。

スライドには説明資料 1-4 ページの断面図をお示ししております。低層階が商業施設、中層階がシアター及びオフィス、高層階がラグジュアリーホテルで、シアターとオフィスの間には MICE 施設やイノベーション施設が計画されております。また、地下は駐車場や地域冷暖房施設などが計画されております。

次にラグジュアリーホテルの主な平面計画です。ホテルの平均客室面積は約 62 m²、客室数は 166 室で、そのうち 33 室がスイートルームとなっております。右側に客室フロアの平面計画をお示ししております。主なサービスとして、コンシェルジュデスクの設置や、バレーパーキングサービスなどが計画され、左側の平面計画のように、付帯施設として、レストラン、フィットネスジム、屋内プールなどが整備され、ロビーは眺望にも配慮した配置となっております。

なお、名古屋市では、愛知県と連携し、ハイレベルな国際会議の開催や、海外の富裕層旅行者等の受け皿となり、都市のブランド力向上に資する高級ホテルの誘致を進めるため、「名古屋市高級ホテル立地促進補助金」の制度を設けており、本計画は、令和 3 年 9 月 13 日付で対象事業としての認定を受けております。2026 年に開催予定のアジア競技大会など公共的な国際イベントにおいても活用が期待されております。

続きまして、MICE 施設の平面計画をお示ししております。ラグジュアリーホテルの付帯施設であるバンケットルームとして、様々な宴会や会議に対応できる MICE 施設が計画されております。また、分割可能な会場や小規模会議等に利用しやすいミーティングルームなどが設置される計画となっております。

こちらは、イノベーション施設の平面計画でございます。カンファレンス、コワーキングエリア、プライベートワーキングエリア、保育所付きワーキングスペース等が、建物内の吹き抜けに面するよう連続的に配置され、施設内外の多様な人々が連携交流できる場となるよう計画されております。また、スタートアップ企業の支援のため、共用の受付や会議室が計画されております。

続きまして、シアターの平面計画をお示ししております。最新の設備・機器を導入した 10 スクリーン、約 1,800 席の大規模シアターが計画されております。

こちらは地下 2 階から地上 1 階の平面計画でございます。今回の開発により、地下 2 階では敷地南西角で、地下街のクリスタル広場とスロープで接続します。地下 1 階では、北側と東側でそれぞれ地下鉄の東山線と名城線に接続します。こ

これらの接続により、計画建物の中のエレベーターやエスカレーターを經由し、各接続部や地上出入口までのバリアフリー経路をはじめとした歩行者動線を確保する計画となっております。

次に、歩行者空間と屋上広場の平面計画をお示ししております。左側の歩行者空間の平面計画をご覧ください。大津通、広小路通及び久屋大通から1mから2.5m壁面を後退させ、路面店舗等に面するよう、歩道と一体的な歩行者空間を設ける計画となっております。次に、右側の屋上広場の平面計画をご覧ください。南側、低層部屋上に、店舗やシアターラウンジに隣接した広場空間を整備し、各用途と連携したイベント開催や、久屋大通の眺望が楽しめる計画となっております。

こちらは主な緑化計画でございます。低層部や屋上広場の立体的な緑化など、久屋大通公園と連続した景観の形成や、周辺環境に配慮した質の高い緑化が計画されており、また、緑化率も20%以上確保する計画となっております。

次に、退避施設についてお示ししております。シアターラウンジ、オフィスロビー、バンケット等、合計約2,800㎡を、災害時に退避施設として活用する計画となっております。

それではここから都市計画の内容についてご説明いたします。まず、都市再生特別地区でございます。スライドには総括図をお示ししております。

当地区は、都市再生緊急整備地域の「名古屋駅周辺・伏見・栄地域」内に位置しており、用途地域は商業地域、地区計画基準容積率は1000%となります。当地区は、本市において9地区目、栄地区においては3地区目の都市再生特別地区を指定するものでございます。

次に説明資料1-5ページの計画書の抜粋をお示ししております。当地区では、都市再生特別地区の指定により、計画地における容積率の最高限度を2050%まで緩和いたします。ただし、2000%を超える部分につきましては、中水道施設、地域冷暖房施設、その他これらに類するものの床面積に供するものといたします。一方、容積率の最低限度は1000%とします。また、建蔽率の最高限度は80%としますが、建築基準法の規定を準用し、耐火建築物等の場合には20%を加えるただし書きを定めます。このほか、建築面積の最低限度を1,000㎡とし、高さの最高限度と、壁面の位置の制限を定めます。

こちらは、説明資料1-6ページの計画図でございます。当地区において高さの最高限度を、低層部40m、中層部70m、高層部215mと定めます。また、壁面の位置の制限については、低層部で久屋大通から1m、広小路通及び大津通から2.5mなど、歩行者への圧迫感を軽減し、周辺環境と調和するよう定めております。

次に都市計画道路の変更について説明させていただきます。こちらは総括図でございます。栄地下の公共地下歩道となっている都市計画道路8・6・12号広小路線地下道1号線について、計画建物との接続に伴う変更を行うものでございます。

スライドには説明資料1-7ページの計画書の抜粋をお示ししております。都市再生特別地区に錦三丁目25番地区を追加することに伴い、地下街接続道路整備のため、広小路線地下道1号線の区域の追加と削除を行うとともに、その一部に立体的な範囲を定めます。

続きまして、説明資料1-7ページの計画図（平面図）をお示ししております。

今回の変更箇所は、栄地下のクリスタル広場の北東に位置しております広小路線地下道 1 号線について、区域を追加する範囲を赤色、削除する範囲を黄色で示しております。

次に、具体的な形状でございます。スライドには説明資料 1-8 ページの新旧詳細平面図をお示ししております。変更前の都市計画区域を点線でお示しております。現況は、地下のクリスタル広場から地上への経路が二つに枝分かれした階段のみとなっており、バリアフリー経路にはなっておりません。これを事業に伴い、赤い実線の区域とし、地上へ繋がる階段の形状を変更し、クリスタル広場から計画建物の地下 2 階と接続するスロープを整備いたします。これにより、地上へ繋がる階段の機能を確保した上で、計画建物のエレベーターやエスカレーターを経由したバリアフリー経路を始めとした歩行者の動線を確保することができま

す。

次に説明資料 1-9 ページの計画図（立体的な範囲図）をスライドにお示しております。A-A' 断面図をご覧ください。先ほどご説明いたしましたスロープが、右側のクリスタル広場から左側の計画建物へ繋がり、階段は計画建物側から地上に向けて上がるようになっております。通常の都市計画施設の区域は、上空から地下までのすべてが区域内になり、都市計画の効力や制限が及びます。このため、今回、計画建物内に都市計画施設として地下街のスロープ及び階段を定めるため、都市計画法第 11 条第 3 項の規定に基づく立体都市計画制度を活用いたします。計画建物内における都市計画道路の区域については、都市計画施設として必要な範囲以外に都市計画の効力や制限が及ばないよう、高さ方向の範囲を限定するため、断面図の着色部にお示しております地下街のスロープ及び階段の部分を立体的な範囲として定めます。

以上が都市計画の内容でございます。

なお、本件につきましては、令和 3 年 12 月 6 日から 20 日まで縦覧を行いました。が、都市計画の案について意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きについてご説明いたします。本件は、名古屋市決定の案件となりますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事への意見聴取、国土交通大臣の協議同意を経て、都市計画の変更を行うことになります。それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまご説明のありました件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

 はい。お願いします。

委員 おはようございます。今、説明を聞いておりました中でですね、この説明資料の 1-4 の断面図がありますけれども、この中でこのビルの容積率の緩和がされているんですけれども、そこに 1-2 の中で貢献項目がずらっと書いてあります。ということで、容積率がアップされてると思うんですけども、これ栄の中心部、まさに本当に中心部というところの建物で、商業施設があったりシアターがあったり、こういう中でこの一番地下にですね駐車場というのが書いてありますけれ

ども、これ自転車というか、自転車駐輪場については、これ設置をされる予定があるのか、それともそういうものは全く無いのかっていうことをお聞きしたいんですけども。

議長 はい。それでは事務局からお願いします。

幹事 (都心まちづくり) 都心まちづくり課長でございます。座って説明させていただきます。
今回の開発の中でも、駐輪場については整備をする予定をしております、附置義務台数としては139台が必要になってございますけれども、188台分を確保するという計画になってございます。

委員 はい。ありがとうございます。139台のところ188台を整備するというので、これやはりいろんな施設を利用する方がね、地下鉄、公共交通機関以外でも利用されると思うので、必要なあとということ。あと名古屋市がですね、昨年発表の自転車等の駐車状況調査によりますとですね、名古屋が一番だと、ワーストワンだという状況があります。また、その中でも、久屋大通とか栄の駅はですね、また上位五つの中でも、名古屋市の中でも、久屋大通が1番、3番目に栄という放置自転車の台数になっておりますので、そういう意味からいうと、この整備大変重要なと思っております。また、今後ですね、駐輪場の有料化だとか、いろいろ導入をされていくということなので、その点はしっかりとですね、整備をしていただければありがたいかなというふうに思います。これ意見だけです。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。
はい。お願いします。

委員 1点コメントと1点質問をお願いしたいと思います。コメントについてはですね、都市計画道路の平面図なんかには表れてると思いますが、今回クリスタル広場のですね、非常にシンメトリーな、点対象になっている綺麗な形状が一部変更されるという形になるかと思えます。もちろんバリアフリーへの配慮とかですね、防災センターとの関係ということでやむを得ずこういう形状になるというふうには聞いているんですけども、歴史的に形成されてきた、長い時間かけて形成されてきて親しまれているこのクリスタル広場のですね、空間形状が少し変わってしまうというところに残念な思いがなくはないというところがあります。こういうことについて、長い時間かけて形成されてきたこういう都市空間についてはですね、保全の道を探りつつ、もちろんやむを得ないところであれば、変更もやむなしだと思いますけれども、そういう経緯をですね、きちっと確保しながら、検討していただければというのがコメントの一つです。

もう一つは、質問なんですけれども、地域冷暖房が今回、地域貢献施設として入っているかと思うんですけども、計画当初、建設当初の段階では当該建築物

のみへの熱供給だというふうに聞いておりまして、地域冷暖房が地域に対してですね、貢献的な施設になるためには、他の建築物への接続等必要になってくるかと思います。名古屋市においてこういう地域冷暖房の他の建築物等への接続に対して誘導とか、指導の枠組みを持っておられるかということについて教えていただければと思います。以上です。

議長 はい。それでは事務局からお願いいたします。

幹事
(都市計画) はい。地域冷暖房施設についてご質問いただきました。ちなみに本市ではこれまで都市再生特別地区において計画された地域冷暖房施設におきましては、外部への熱供給が行われなかったという事例はございません。今回につきましても、供給先については事業者により確保されるものというふうに考えております。都市計画といたしましては、供給施設を設置するための空間を確保していただくということで、地域冷暖房施設の導入を促進するということが重要と考えておりまして、容積の評価を行っているというものでございます。

もう1点、地域冷暖房を促進する制度ということでございますけども要綱を作りまして、促進を図っているという状況でございます。

議長 はい。では委員、お願いします。

委員 はい。この錦三丁目25番街区のこの建築物の容積率ですけれども、最高限度は2050%に定めるという計画で、実際の建物の容積率は約2047%というご説明でした。今、名古屋市内にある建築物で、容積率が2000%を超えているものはあるでしょうか。ちょっと確認させてください。

議長 はい。では事務局からお願いします。

幹事
(都市計画) 現在のところ2000%を超えるものはないと認識しております。

委員 はい。今回初めてということですけど、この地域、地区の基準容積率は1000%というご説明でした。1000%の基準容積率が、2000%を超える緩和と、2倍に緩和されるわけですけど、その根拠は都市再生特別地区に指定をするからということなんですが、一つこの容積率緩和の根拠として、高級ホテル、ラグジュアリーホテルが予定されているってこともあるというふうに私は認識してるんですね。それは住宅都市局の方で、高級ホテル立地促進助成の適用を受けるホテルに対しては、宿泊施設整備部分について、2倍の容積率を緩和すると、こういう方針を住宅都市局が出しておみえになるんで、この宿泊施設部分の2倍の容積率緩和というのも今回適用されるってことでいいんでしょうか。

幹事 はい。そちらの要綱を参考にいたしまして、こちらについても同様に高級ホテ

(都 市 計 画) ルの部分が高く評価しているというものでございます。

委 員 はい。それでですね、高級ホテル立地促進助成なんですけど、この助成金の所
管局は観光文化交流局になりますけれども、補助率とか、補助限度額について承
知されていれば、お示してください。

幹 事 はい。都心まちづくり課長でございます。この助成制度によりますと、県と市
(都心まちづくり) と合同で行う助成でございますけれども、県市それぞれ 1 件当たり 10 億円で、
県市合わせて最大 20 億円というかたちになってございます。

委 員 はい。高級ホテル立地促進助成は、名古屋市としては 10 億円で、県と合わせて
20 億円と、こういうことですよね。それで、今回このラグジュアリーホテルを誘
致するという計画なんですけど、そもそもこのホテルについて言うと、建築物の容
積率の緩和によって、それだけでも事業者にとってはメリットがあると思うんで
すね。加えて、巨額の補助金を出すという必要があるのかなとは思っています。
高級ホテル立地促進助成については、今回の都市計画の内容ではないので、それ
をもって、この案件に異議を唱えるつもりはありませんけれども、ラグジュアリ
ーホテルへの助成については、大いに疑問があるということは申し添えておきま
す。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。
他にご意見ございますでしょうか。はい。委員お願いします。

委 員 はい。先ほど駐輪場の話がありましたけど、駐車場についてちょっと伺いたい
と思います。地下に駐車場が設置されるということなんですけど、これが何台ぐら
いの規模で、それから駐車場の出入口をどういったところに設置される計画なの
か教えてください。

議 長 はい。事務局からお願いします。

幹 事 はい。駐車場につきましては、まず附置義務台数といたしましては 155 台必要
(都心まちづくり) ということになっておりますが、その内、敷地内には 113 台分確保し、残った 42
台については隔地で確保するという計画になってございます。敷地内に整備しま
す駐車台数についてでございますけれども、建物の地下 3 階部分に機械式で設け
ていくという計画になってございます。

駐車場の出入口につきましては、この建物北側にございます錦通側から出入り
をするかたちになってございます。

委 員 はい。まず附置義務台数を隔地で確保するっていう考え方、こういった都心部
ですので、必ずしもその附置義務台数そのものをここで確保するよりも、隔地に
確保するといった考え方、非常に良いんじゃないかなというふうに思います。必

要以上の自動車交通を誘発する可能性もありますので、そういった意味でそれはいいと思うんですが、出入口の位置については、ここは交差点間が極めて短いので、そういった周辺の交通に対する影響を十分配慮していただくってことと、それからこれに隣接する形で、現在、久屋大通の市営久屋駐車場の見直し等も進んでいるというふうに理解してますので、こういったものとの関係ですね、連携だとか、役割分担だとか、そういったところも十分留意していただきたいというふうに思います。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。
他にご意見ございますでしょうか。
はい。では委員。

委員 錦三丁目 25 番街区、いわゆる栄角地の開発につきましてははですね、昭和 30 年代から本市の都市計画の最重点課題の一つということで、何回も調査や構想を打ち出しては、いろんな状況で取り止めになって紆余曲折を経て 60 年かかってようやく実現にこぎつけたというものであります。個人的感想になって恐縮ですが、大変感慨深いとともに、ここまでまとめていただいた、当局に心から敬意を表したいと思います。

そういう事情ですけども、都市計画としてはきっちりその妥当性を評価していかなければいけないと思います。その中で、先ほど委員からもお話ありましたけども容積率の緩和が 1000%になっているということで、これまでの都市再生特区の緩和の中でも、群を抜いているというか、倍以上の緩和になっているということでありまして、それらの妥当性についてちゃんと評価されているかということで、なかなか都市再生特区というのは、一律の基準によらずに、個別総合的に評価するというので、その定量的な積み上げはしないという建前があるというふうに理解しておりますけども、先ほどの答弁の中でも、ホテルの要綱を参考にしながら評価したというようなお話、発言がありましたけども、実務的には、いろんな他の制度だとか、他地区の事例等の緩和との均衡というものを確認しながら、そういうものを見ながら評価をしていただいていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長 はい。では事務局からお願いします。

幹事 (都市計画) はい。今、委員からお話がございましたように、本件につきましては、まず制度上として一律的な基準によらず個別に総合的な見地から評価をしているという中で、提案事業者から開発計画の必要性・妥当性をお示ししていただく中で、都心における容積率緩和制度の運用方針ですとか、先ほどからお話のございます宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針、こういったものを参考にして、緩和容積の妥当性ですとか、都市再生への貢献が緩和容積に見合う内容となっているかということにつきまして、確認しております。

また開発内容の評価にあたりましては、事業の実施に伴う風環境、日影、電波

障害、交通処理などの周辺環境への影響につきましても、影響が軽微か、影響があっても事業者が適切な対応を講じるということの確認をしてございます。

委員 ありがとうございます。都市再生特区の容積率緩和に係る評価っていうのは、制度的になかなか外から検証ができないと、我々とか市民からの検証ができないという以上、当局を信頼していくということなのかなというふうに思いますけれども、それについてはきちっと達成度とも、チェックもしていただいているということでもあります。今後ともですね、そうした信頼にこたえる、職業的な倫理感とか専門性を持ってですね、実務に当たっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。加えまして、制度的にはなかなか縛りがあって難しいんでしょうけれども、都市計画の透明性とか公平性を担保するという観点からは、できるだけその具体的な評価の考え方とか、その結果についても、具体的にわかりやすく、お示しをいただくというような方向で、さらに検討、調整をお願いしたいなということでこれは要望としてお願いをしておきたいと思います。以上です。

議長 はい、どうもありがとうございました。
他にご意見ございますでしょうか。

ちょっと私から一委員として、お伺いしたいんですけれども、一つ目はこれ地上部の入口はおそらく、西南部と東南部になるんですかね。シアターなんかがありますので、一時に人がダツとこう出入りする、それから商業施設もかなり大規模なので、結構タクシーとかお迎えの車とかで、ここに来る人がいると思うんですけどその辺の交通処理ですね、先ほど委員から駐車場の出入口の話ありましたがけれども、いわゆるキスアンドライド的な人及びタクシーの乗降場っていうのは、どのように考えておられるのかということと、もう一つラグジュアリーホテルといいますと大体車寄せが普通はあって、VIPの人はあまりショッピングセンターの人たちなんかと触れ合わないようなところで車を降りるということなんですけど、マリオットホテルなんかでも上に車寄せがあって、ホテル専用の玄関がありますけれども、ここは多分構造的にそれはできないので、そういうホテルのVIP客の車寄せ的なものは、地下駐車場などで考えておられるのかと。この2点お伺いしたいんですけれども。

幹事 (都心まちづくり) まず最後の車寄せの件でございますけれども、この配置図にもお示しさせていただいていると思いますけれども、こちらも敷地北側の錦通の方から、中に入ってください、バレーパーキングという、中に入ってくださいここで乗り入れていただくという形式になっているということです。

議長 ここはホテル専用の玄関がここにあると、そういうことですか。わかりました。

幹事 (都心まちづくり) それからその他のいろいろな利用者でございますけれども、特に周囲が、錦通側についてはもうこのホテルの専用の乗り入れ、あるいは駐車場への出入口とい

う部分の空間しかございませんでして、それから西側の大津通側、あるいは南側の広小路通側については、今ある整備の状況のままということでございますので、そこでその乗り入れということは想定されていないということでございます。基本的にはここ栄駅に直結して開発するビルということでございますので、公共交通機関を使って利用していただくことになるかと考えております。

議長 はい。建前上はそうだと思うんですけど、タクシーでここに乗りつける人はたくさんいると思いますし、それがこの角なんかですね、乗り降りされると、とてもとても交通に影響を与えるということで、やはり何かこう、係員を置いて、ここで乗り降りしないようにとかですね、何かやっぱりタクシーかまたは一般の車でも乗降するところを、定めておかなくていいんですかねということなんですけど、その辺の配慮は、この地権者さんとか、当局側から、指導しているんですかね。

幹事 (都心まちづくり) 今後、都市計画決定がなされた後に建築着工が始まりますし、竣工は令和8年を目指しているという状況でございますので、その間に、今、おっしゃられたことについて、どう対応していくのか、事業者にもう一度伝えまして、適切な対応ができるような検討をお願いしたいとふうに思います。

議長 はい。よろしくお願いします。
他にご意見ございますか。はい。委員。

委員 はい。ちょっと先ほど一瞬しか図面を見せていただけなかったもので、今ちょっとじっくり見て、またちょっと伺いたいんですけど、これはまだ現時点での案であって最終決定ではないという理解をしています。少なくとも現状のこの出入口の案ですと、この北側の錦通の出入口の箇所が2ヶ所あるわけですね。2ヶ所あってそれぞれのところで歩行者と交錯をするということ。それから、特に左側の出口ですけど、この位置に出口があると、出た先が左折と直進の左直混合車線になってまして、通常でもこれ詰まりやすい車線なんですね。そういったところに入ってきて、出た車両が仮に直進したいとすると、ここで右に車線変更してまっすぐ行くとかいろんなことが起こることが容易に想像できるんですね。そういう意味から、やはりこれ今後、この駐車場への出入口の位置をですね、検討する際に、この周辺道路への影響それから歩行者等の安全性を十分考慮して、再度、位置を見直していただく必要があるかなと思います。理想を言えばもっと右の方に、東の方に設置できればいいと思うんですけども、ここ民地になっててできないということでこういうふうになっていると思うんですが、少なくともその出入口の数はできるだけ減らしていただくことが必要なんじゃないのかなというふうに思います。

それから先ほど隔地の駐車場を設置されるという話だったんですが、その隔地の駐車場っていうのはどこなのか教えてください。

幹 事 (都心まちづくり) はい。まず、隔地の駐車場でございますけれども、場所につきましてはこの久屋大通を挟んだ反対側にございますアートパーク東海で確保するということを予定されていると聞いています。

それから駐車場の出入口についてでございますけれども、敷地自体が北側が錦通、西側が天津通で、南側が広小路通に面している敷地でございまして、現状、天津通あるいは広小路通につきましては、景観形成地区の位置付けもございまして、これらの道路に面しては駐車場の出入口は設けないという基準を設けているという中で、事業者としても検討する中で、錦通側から設けるということになってきたというところでございます。

委 員 ですから錦通側に設置せざるをえないのはいいとして、錦通側への設置の仕方ですね。今、出口が2ヶ所ありますけど、これを1ヶ所にするとかですね、いろいろまだ検討の余地があると思います。

それから隔地の駐車場に関しては、先ほど少し久屋駐車場との連携って話をしましたけれども、例えば、そういったものの役割としてですね、隔地の指定をそういうところと役割分担するとかいうような考え方もあるんじゃないのかなというふうに思った次第です。そもそも理想を言えばですけども、この地下に駐車場を設置するにしても、出入口については少し離れたところに設置をして、そこからここに出入りするというような考え方だって本当はあるんですよ。ちょうど例えば市営久屋駐車場の出入口を見直すっていうタイミングであれば、そこから入れて、ここに停めて、また出るときに別の所に出すっていうことだって当然考えられるんですが、それはもう理想に過ぎないと思いますので、せめてその出入口のところですね、設置の仕方、それから交通の処理、こういったところを十分検討していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。

やはり2000%というこの容積緩和で相当の人が、やはり公共交通だけでなく、来るとしますので駐車場、それからタクシー、キスアンドライド、この辺のことにしましては、やはり2000%に見合うだけの、きちんとした、やっぱり処理が求められるということを十分、今後、地権者側とですね、お話し合いをしていただきたいと思います。

他にご意見ございますでしょうか。

よろしいですね。はい。たくさんご意見・ご質問いただきましたけれども、特に異議のある旨のご発言はございませんでした。

それでは第9号議案及び第10号議案について原案通り可決してよろしゅうございますでしょうか。

委 員 一 同 (異議なし)

議 長 はい。ありがとうございます。それでは原案通り可決いたします。

では続きまして案件2「当知ポンプ場について」、及びこれに関わる第11号議

案「名古屋都市計画下水道の変更について」を議題とします。

幹事の説明を求めます。

幹 事
(都 市 計 画)

はい。それでは案件2「当知ポンプ場について」ご説明いたします。本件に関連する議案は、第11号議案「名古屋都市計画下水道の変更」でございます。議案資料といたしましては、11-1の変更計画書、11-2の雨水の総括図、11-3の汚水の総括図、11-4の当知ポンプ場の計画図、以上でございます。ご確認ください。

それでは、案件2の内容を説明資料とスライドにてご説明いたします。着座させていただきます。

スライドをご覧ください。案件の内容に入る前に、公共下水道の都市計画決定事項をご説明いたします。公共下水道において、都市計画決定されているものは、「下水道の名称」、下水道により汚水または雨水を排除することができる地域を示した「排水区域」、「下水管きょ」、その他の施設として、「ポンプ施設」、終末処理場等の「処理施設」がございます。当知ポンプ場は、その他の施設の「ポンプ施設」の一つになります。

スライドには当知ポンプ場の位置をお示ししております。当知ポンプ場は、本市の南西部、庄内川周辺の港区当知四丁目に位置しております。

続いて、当知ポンプ場の役割をお示ししております。晴天や小降雨時には、下水管によって運ばれた汚水及び雨水を汚水ポンプでくみ上げて、下流の宝神終末処理場に送水いたします。一方、大雨が降ったときには、一定量を超える雨が降ると、雨水ポンプが起動し、雨水を庄内川に排水いたします。

それでは、ここから都市計画変更の内容についてご説明いたします。説明資料にも記載のとおり、当知ポンプ場は昭和37年3月に都市計画に定められたポンプ施設で、建設から50年以上が経過し老朽化に対応するための建替えが必要となっています。建替えは当知ポンプ場の運転を止めずに行う必要がありますが、現在の敷地には十分な用地がないため、新たな用地に移転する必要があります。そのため、当知ポンプ場の位置の変更を行うものでございます。

スライドには計画図を拡大してお示ししております。計画図の黄色から赤色の位置へ約200メートル、当知ポンプ場の位置の変更を行うものでございます。

続いて、地区周辺の航空写真をお示ししております。変更後の敷地は、現在の敷地と同様に、周辺は工場や倉庫、住宅などの土地利用がされており、準工業地域内に位置しております。

次に、現在の当知ポンプ場の外観と内部をお示ししております。

続いて、変更後の当知ポンプ場の用地をお示ししております。民間の倉庫等として利用されていた土地を、上下水道局が取得したもので、現在は更地となっております。

次に、当知ポンプ場の新旧の施設概要をお示ししております。敷地面積は4,900㎡となり、建築規模は現ポンプ場と同程度の予定でございます。排水能力は、現ポンプ場の毎秒12.7㎡から、毎秒25㎡と約二倍に増強する予定でございます。

以上で、案件2の「当知ポンプ場について」の説明を終わらせていただきます。

なお、本件につきましては、令和3年12月6日から20日まで縦覧を行ったと

ころ、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行った後、都市計画の変更を行うことになります。

それではご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。ただいまご説明のありました件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらどうぞご発言ください。

ご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい。それではご意見ございませんようですので、第 11 号議案について原案通り可決してよろしゅうございますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい。ありがとうございます。それでは原案通り可決いたします。

続きまして、案件 3「大喜新町地区について」、及びこれに係る第 12 号議案「名古屋都市計画地区計画の決定について（大喜新町地区）」を議題といたします。幹事の説明を求めます。

幹事 (都市計画) はい。それでは案件 3「大喜新町地区について」ご説明いたします。本件に関連する議案は、第 12 号議案「地区計画の決定」でございます。

議案資料は、資料番号 12-1 の計画書、12-2 の総括図、12-3 の計画図 2 枚でございます。ご確認ください。また、案件 3 の説明資料と、「都市計画提案に対する評価結果及びその理由を記載した書面」をご用意いたしました。ご確認ください。それでは説明資料とスライドにてご説明します。着座させていただきます。

説明資料の 3-1 ページをご覧ください。都市計画決定の概要でございます。本件は、大規模な社宅跡地の土地利用転換にあたり、必要となる都市機能の導入と、都市基盤施設の整備により、周辺環境と調和した良好な都市環境の形成を図るため、用途規制の緩和が可能となる再開発等促進区を定める地区計画を決定するものでございます。令和 3 年 6 月 30 日に、土地所有者及び事業予定者である中電不動産株式会社から、都市計画法に基づく都市計画提案がございました。これに対し、関係法令やまちづくり方針への適合、当該区域やその周辺に対しての影響及び周辺住民への説明状況などについて総合的に勘案した結果、都市計画を決定する必要があると判断したものでございます。

スライドでは、令和 2 年時点の航空写真をお示ししております。本地区は、瑞穂区にあり、地下鉄瑞穂運動場西駅や名鉄神宮前駅などから約 1km の山手グリーンロード沿いに位置しております。

こちらが平成 27 年時点の航空写真でございます。昭和 34 年から令和 2 年まで約 60 年間、中部電力株式会社の社宅として延べ 13 棟 233 戸の共同住宅が立ち並んでおりました。しかしながら、現在はご覧のように更地となっております。

次に、提案者が予定している事業についてご説明いたします。「地域の暮らしを

支え、豊かにする多世代共生のまちづくり」をコンセプトに、ご覧のような方針が定められております。

続きまして、配置図でございます。大きく三つのブロックに分かれております。山手グリーンロードに面する南のブロックでは、商業施設、医療・福祉施設、子育て支援施設など、多世代の生活を支える低層の施設と、地域のにぎわい創出や、災害時の一時的な集合場所として機能する広場や敷地内の歩行者用通路が計画されております。また、北及び東のブロックでは、子育て世代からシニア世代まで多世代が住まえる中高層の住宅が計画されております。

イメージパースはご覧の通りでございます。

続きまして、総括図をお示ししております。本地区の用途地域は、山手グリーンロード沿いは近隣商業地域、それ以外は第一種住居地域が指定されております。その他主な都市計画の制限はご覧のとおりでございます。

それでは、地区計画の内容についてご説明いたします。赤枠で囲まれた部分が、地区計画の区域で、地区整備区域及び再開発等促進区についても、同様の区域となっております。面積は約 2.5ha でございます。南側を商業・医療・福祉地区、北及び東側を住宅地区としております。

続きまして、地区計画の内容についてご説明いたします。説明資料 3-3 ページに、大喜新町地区計画の決定計画書の抜粋がございます。あわせてご覧ください。本地区計画の目標は、商業施設や共同住宅、都市基盤施設などを整備し、周辺環境と調和した良好な都市環境の形成を目指すものとしております。次に、土地利用の方針です。商業・医療・福祉地区においては、周辺住宅地の居住環境等に配慮した比較的大規模な商業施設や、多世代が利用する医療・福祉施設等の誘導を図るとしてしております。また、住宅地区においては、周辺と調和した緑豊かで潤いのある中高層住宅等の土地利用を図るとしてしております。

次に、再開発等促進区についてご説明いたします。再開発等促進区とは、土地利用転換を円滑に推進し、都市環境の整備・改善などを図るとともに、地域社会の形成に寄与し、土地の高度利用と都市機能の増進を図る制度でございます。再開発等促進区では、良好な敷地や優良な建築物などを誘導するため、地区計画の内容に照らし合わせながら、建築基準法に基づき、建築審査会の同意を得た上で許可を受け、用途規制などの緩和を受けることが可能となります。本地区においては、再開発等促進区に主要な公共施設として、歩行者用通路、広場、緑地を定めることにより、商業施設などの床面積が 3,000 ㎡以下とされている用途規制の緩和を受け、約 4,500 ㎡の商業施設を建てる計画であり、周辺環境に配慮しながら、土地利用転換を進めます。

スライドには主な公共施設の位置をお示ししております。地区の中央には、地域の交流の場や、災害時の一時的な集合場所として機能する、約 600 ㎡の広場を計画しております。また、安全で快適な歩行者空間とするため、地区内の通り抜けを可能とする幅員 4m の歩行者用通路 1 号をはじめ、歩道が無い道路に面しては、歩行者用通路 2 号から 4 号を設けることとしております。なお、周辺への緩衝帯となる緑地を、歩行者用通路や道路に面して設け、緑豊かで良好な都市景観の形成を図ることとしております。

次に、建築物に関する事項についてご説明いたします。地区内及び周辺環境との調和を図るため、ご覧のように、用途の制限を定めるとともに、ゆとりのある空間を形成するため、建蔽率の最高限度を60%としております。また、一定程度のまとまった土地利用を誘導し、敷地の細分化を防止するために、敷地面積の最低限度を500㎡と定めております。また、壁面の位置の制限を定め、地区内及び周辺住宅との調和を図りつつ、ゆとりのある空間の形成を図るものとしております。

緑化率につきましては、より一層の緑化を推進するため、敷地面積にかかわらず20%以上としております。

なお、説明資料3-4ページに、参考といたしまして、用途地域等による制限と、地区計画による制限を表にまとめております。ご確認ください。

以上が大喜新町地区の内容でございます。

なお、本件につきましては、令和3年12月6日から20日まで都市計画の案について縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行った後、都市計画の決定を行うこととなります。それではご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。ただいまご説明のありました件につきましてご意見・ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

はい。どうぞ。

委員 はい。すいません。再開発等促進区を定める地区計画というのが、本市でも多分10件以上これまで決定されているのかなというふうに思うんですけども、大概は大規模な団地だとかあるいは大規模な集客施設、大型スーパー等を立地させるためというか、立地を可能にするような、いろんな制度だったのかなというふうにこれまで思ってきたんですけども、それに比べて今回ちょっと珍しいケースかなと思うんですが、当地区の特徴というか、これまでに比べて、何か特徴があれば、それを教えていただきたい。

議長 はい。お願いします。

幹事（都市計画） はい。今、委員からお話ございましたように、現在名古屋市では14件の再開発等促進区を定めてございます。この中で当地区の特徴でございますけども、既成市街地に生じた未利用地において、必要最低限の緩和を行いながら、地域に必要とされる機能、施設を誘導するものでございまして、地区レベルの視点に立ったきめ細やかな地区計画であることが特徴だと考えてございます。

これまで本市で用途制限の緩和を行いました再開発等促進区を定める地区計画では、港明スマートタウン地区及びノリタケの森地区の二つがございしますが、この二つに比べると緩和度合いは小さなものとなっております。しかしながら、主要な公共施設として、広場、歩行者用通路、緑地などの周辺住民が利用できる施

設を定めるとともに、用途、壁面位置、緑化率の制限を定めるなど、周辺や地区内の環境に配慮したものとなっておりますのでございます。

委員 はい。こういう地区レベルの需要とか課題に対応する再開発地区計画もあるんだということで、今後こういう地区のいろんな課題がある中で、この再開発地区計画のこういうような活用についても、ぜひ積極的に進めていただきたいなというふうに思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
他にご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
はい。それでは特にご異議があるご意見はなかったと思いますので、第12号議案について原案通り可決してよろしゅうございますでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 はい、ありがとうございます。それでは原案通り可決いたします。
それでは本日の案件は以上でございます。熱心なご議論をいただきありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。事務局へ司会進行をお返しいたします。

幹事 (都市計画) はい。本日は長時間にわたり活発なご議論、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

最後になりますが、学識委員の皆様の現在の任期は令和4年6月26日まででございます。臨時の審議会を開催することがなければ、本日の審議会が現在の任期では最後となります。この場をお借りして皆様に御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

また今回の任期満了をもちまして、小野全子委員、中村英樹委員、森徹委員におかれましては、ご退任となります。3名の皆様におかれましては、5期10年という長きにわたり、当審議会に対し、ご指導、ご助言を賜り、誠にありがとうございました。そこで、改めて御礼申し上げますとともに、ご退任されます3名の委員の皆様から、ぜひ一言賜りたいと存じます。最初に小野委員、よろしくお願いいたします。

小野委員 愛知建築士会より、2012年以来、10年にわたり、このように都市計画に関する審議に携わらせていただき、心より御礼申し上げます。数々の案件を拝見させていただき、本市はまちづくりにおいて、目覚ましい発展を続けておりますことを再確認いたしております。今後も暮らしやすい居住環境を目指して、ますます繁栄されますことをお祈りして、私の退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

幹事 どうもありがとうございました。それでは、中村英樹委員よろしく願いいた

(都市計画) します。

中 村 委 員 はい、名古屋大学の中村です。10年間お世話になったということで本当にあったという間でした。

名古屋市の都市計画審議会ということで、日本に20ほどある政令市の中でも、名古屋市っていうのは非常にまちづくり、都市計画という意味で恵まれた環境にあるというふうに私は常日頃感じております。特に地形的制約がすごく厳しくてまちづくりが難しいとかですね、あるいは、近年、少子高齢化と言われている中でも、まだ名古屋市の人口は増加傾向にありますし、それから、他の大都市のように例えば密集市街地があって、区画整理だとか、あるいは道路の整備というのが非常に難しいというようなところも、それほど多くないというふうな印象を持っております。そういった名古屋市であるからこそですね、他の都市に先駆けて、よりよいまちづくりをしていただいてですね、都市計画もですね、追認型っていうんじゃないで、いろいろまちづくりを誘導していくようなまちづくりですね、例えば交通との連携とか、あるいはいろんな計画を相互に連携して、中期的な視野に立ってまちづくりを誘導していくというような考え方に立ってやっていけるんじゃないのかなというふうに思っております。

私自身も名古屋市民ですので、そういった意味で、名古屋市の皆様それから都市計画審議会の皆様には、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。お世話になりましたありがとうございます。

幹 事 どうもありがとうございました。それでは、森委員よろしくお願ひいたします。
(都市計画)

森 委 員 皆さん10年間、大変お世話になりました。10年前、市の方から都市計画審議会の委員を仰せつかったときには、何かちょっと畑が違ふんじゃないかなという感じはしたんですけども、その当時私がおりました名古屋市立大学が公立大学法人になって、市から一応独立して、しかし設置母体が市なものですから、名古屋市の委員会とか審議会、そういうもののオファーが来たら、断らずにちゃんと少しでも貢献しなさいよと、そういう雰囲気だったものですから、あまり深く考えもせずお引き受けしたんですけども、参加してみました私の予想以上に、いろんな施策や計画の法的な整合性とかですね、あるいは技術面、環境面での適切性といいますかそういう議論が中心でして、私の専門の経済とか財政という、世知辛いお金の話はあまり出てこなかったんで、そういう事情もありまして、長くやってた割にはあまり委員会の議論に貢献できなくて、忸怩たるものがございします。しかしその一方で、私自身は自分が生まれ育った名古屋のまちについての、いろんなありようだとか、これからの計画だとか、そういうことについて現状を知り、自分なりにも考えると、そういう機会を与えていただいて、私にとりましては非常に有意義な時間だったと思います。今後とも、より総合的な見地からですね、名古屋市のまちづくりを考えると、そういう機関として都市計画審議会が、活躍されるといいですか、機能していかれることを祈念いたしまして、私の退任の挨拶

拶に代えさせていただきたいと思います。どうも長いことありがとうございました。

幹 事
(都 市 計 画)

小野委員、中村英樹議員、森委員、どうもありがとうございました。
その他の学識の委員の皆様には、引き続きご就任いただき、これまで同様に、
ご指導、ご助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
それではこれもちまして、令和3年度第3回名古屋市都市計画審議会を終了
させていただきます。
どうもありがとうございました。

午前11時20分 閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第9号議案	名古屋都市計画都市再生特別地区の変更について	全員可決
第10号議案	名古屋都市計画道路の変更について	全員可決
第11号議案	名古屋都市計画下水道の変更について	全員可決
第12号議案	名古屋都市計画地区計画の決定について (大喜新町地区)	全員可決